

熱中症特別警戒アラート発表時の対応について

令和 8 年 7 月 10 日
松前町教育委員会

令和8年4月より環境省において「熱中症特別警戒アラート」の運用が開始されました。「熱中症特別警戒アラート」は、「広域的に過去に例のない危険な暑さとなり、人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがある場合」に発表されるものです。

このことを踏まえ、松前町内小学校・中学校においては、児童・生徒の安全を最優先に考え、次のような対応を取ります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応

- 発表された翌日は、原則臨時休業となります。
- 土日曜日・祝日・長期休業中の学校行事・部活動・スポーツ少年団等の活動は、原則中止または延期となります。
- 生命にかかわる「災害級の暑さ」として警戒が呼びかけるものであることから、最大限の熱中症予防対策をお願いします。

「熱中症特別警戒アラート」は、前日の午後2時に発表されます。発表された場合は、メール等により配信します。

「熱中症特別警戒アラート」は、

- 県内すべての情報提供地点において、暑さ指数(WBGT)の最高値35以上が予想される場合、前日の午後2時に発表されます。
- 環境省「熱中症予防情報サイト」から確認できます。
- 松前町防災行政無線において放送します。

学校部活動をはじめとする校外活動に係る児童生徒の移動における安全確保について

令和8年7月 10 日
松前町教育委員会

1 公共交通機関の利用について

原則、公共交通機関を利用すること

2 公共交通機関の利用以外の児童生徒の移動について

交通法規遵守の徹底

- 貸切バス・タクシーを利用する場合
 - ・ 旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者(以下「事業者」)への依頼
 - ・ ナンバープレートの色(緑ナンバー)の確認
 - ・ 事業者の、運送引受書(写可)の交付(契約内容の明確化)
- レンタカー会社等の自動車を利用する場合
 - ・ 適正な貸渡契約の締結に基づく貸渡約款を遵守した運用(すべての運転者の事前申告等)
 - ・ 運転者(教職員、保護者、学校関係者等)について適切な運転免許証の保持及び必要十分な保険加入等についての確認
- 教職員の自家用車への同乗は原則禁止
- 教職員以外の運転手による生徒移動の場合
 - ・ 学校側による運転手の適正な運転免許証の保持や必要十分な保険加入等の確認
 - ・ 運転前のアルコールチェックなど体調の確認実施
 - ・ 運転手に対して実費以外の運転への対価(労働に対する報酬)の支払い禁止
- 自転車による移動の場合
 - ・ 事前に経路、危険箇所等の確認と児童生徒への指導の徹底
 - ・ 原則、自転車保険への加入

3 バス等への教職員の同乗について

- 原則、教職員が同乗
- やむを得ず同乗できない場合(緊急車両・用具等運搬等)
 - ・ 移動車両に伴走するなど、児童生徒の安全性を適切に確保

4 事前承認の確実な履行

- 校長への事前承認手続き体制の整備と確実な実施(必要性、日程、移動方法等)
- 県外遠征等、長距離・長時間にわたる移動が必要な場合
 - ・ 保護者への事前説明、承諾を得ること
- 公共交通機関の利用以外で移動をする場合
 - ・ 年度当初の保護者の事前承諾を得るなど適切な対応

5 その他の留意事項

- 学校教育の一環であることからの必要性の検討
- 「危機管理マニュアル」の周知と確実な実施
- 安全確保を最優先とした無理のない計画
 - ・ 移動距離の目安は1日300km 程度
 - ・ 連続運転は90分程度としその都度15分以上の休憩
 - ・ 長距離の場合の複数運転手確保
- 万が一の場合を想定した、緊急連絡体制の整備(学校、医療機関、警察、消防、保護者等)